

2012/06/01 09:14 現在の情報です。

大阪市北区梅田一丁目1番3-1500  
 日本不動産地所株式会社  
 会社法人等番号 1200-01-072976

商号	日本不動産地所株式会社	
本店	大阪市北区梅田一丁目1番3-1500	
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和51年12月17日	
目的	1. 宅地及び別荘地の造成、土木設計施工並びにマンション、宅地等建物建築設計施工。 2. 土地建物の売買、賃貸、分譲及び之等の媒介並びに土地建物の管理保全に関する業務。 3. 植林山の経営、植樹、伐採、管理並びに製材及び販売。 4. ビジネスホテル、観光ホテル、リゾートホテル等の経営及び管理。 5. 貸金業。 6. 前各号に附帯関連する一切の事業。	
発行可能株式総数	24万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 生島 士郎	平成14年 5月27日就任 平成14年 5月29日登記
	取締役 生島 福子	平成14年 5月27日就任 平成14年 5月29日登記
	取締役 石原 隆寛	平成14年 5月27日就任 平成14年 5月29日登記
	大阪市福島区福島三丁目1番48-1103号 代表取締役 生島 士郎	平成14年 5月27日就任 平成14年 5月29日登記
	監査役 沖 永 秀子	平成14年 5月27日就任 平成14年 5月29日登記
	大阪市中央区北浜1-8-16大阪証券取引所ビル北浜法律事務所・外国法共同事業 破産管財人 山本 健司	平成21年 2月16日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
破産	平成21年2月13日午後5時大阪地方裁判所の破産手続開始 平成21年 2月16日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記	

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。